

令和6年12月19日

支出負担行為担当官代理
防衛省大臣官房会計課
会計課長 河口 健児
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内容	履行場所	履行期限
X-237	A I (人工知能) 人材育成のための中級講習の実施	仕様書のとおり	仕様書のとおり	令和7年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年1月15日（水）13：45

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免 除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項
 情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項
 保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

11. そ の 他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年1月10日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (5) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (6) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 （庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30～18:15 (12:00～13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高原 電話 03-3268-3111 内線 20814

仕 様 書			
名 称	A I (人工知能) 人材育成 のための中級講習の実施	作成年月日	令和 6 年 12 月 12 日
			整備計画局サイバー整備課

1 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、人工知能（以下「A I」という。）を様々な業務や装備品等に適用するための企画・立案業務等に必要な知識を養い、A Iに係る専門人材の育成を行うための中級講習の実施について規定するものである。

1. 2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

ア 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

イ 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第 3 号。31.1.9）

1. 3 関連文書

ア A I ・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版（経済産業省公表 令和元年 12 月）

イ A I 事業者ガイドライン 1.01 版（総務省・経済産業省、令和 6 年 11 月）

2 要求事項

2. 1 概要

防衛省・自衛隊における様々な業務や装備品等に A I を適用するため、防衛省・自衛隊の隊員（以下「受講者」という。）に A I に関する知識を教育するための講習を実施する。

2. 2 講習内容等

講習の実施要領等は、次のとおりとし、細部は官との調整による。

a) 実施要領

講習の実施要領は次のとおりとする。

ア 講習は、講習内容に応じて 3 コース（A I プロジェクトリーダー、A I エンジニア、データ人材）を実施する。

- イ 講習項目に応じて、e ラーニング形式及び対面形式により実施する。
- ウ 受講者は、専用サイトにアクセスし、素養測定の受検、講習動画の視聴、効果測定の受検、自身の学習状況の把握を行う。

b) **講習環境の準備**

契約相手方は、講習の実施に必要な以下の環境を準備し、受講者に提供するものとする。

ア e ラーニング形式

- (ア) 各コース 20 名が、同時に同じ講習動画を視聴できること。
- (イ) 受講者に ID とパスワードを発行し、ID 毎に受講状況（受講した講習項目、素養測定及び効果測定の結果）を管理できること。
- (ウ) 受講者から直接問い合わせ可能な窓口を設置すること。
- (エ) 専用サイトは、次の OS 及びブラウザで動作すること。
 - ・ OS : Windows、Mac OS、iOS、Android OS
 - ・ ブラウザ : Google Chrome、Microsoft Edge、Safari

イ 対面形式

(ア) 講習会場の準備

契約の相手方は、対面形式の講習を実施するため、官側と調整の上、防衛省（市ヶ谷）近傍の会議室を準備する。

(イ) 講師の派遣

契約相手方は、AI に関する教育に必要な能力を十分に備えた講師を派遣し、受講者に対し必要な教育を行うものとする。この際、契約相手方は、講師の能力について、AI 関連の事業に従事した実績や AI 関連の資格の保有状況等により証明するものとする。

(ウ) 受講用 PC の準備

対面形式の講習環境を確保するため、各コース 20 名分の受講用 PC を準備する。

c) **講習プログラムの設計**

契約相手方は、表 1～3 を基準とし、官側と調整の上、講習プログラムを設計する。

表1 講習プログラム（AIプロジェクトリーダー・コース）

番号	講習項目	講習内容	講習形式	備考
1	素養測定	講習前に、講習内容に関するテスト及びアンケートを行う。	—	結果の分析を含む。
2	AI概論	AIの業務への活用やAIシステムの導入の検討にあたり前提となる汎用的なAIの知識を教育する。	eラーニング	10時間以上
3	AI活用・企画立案及び実習	AIの活用手法等を教育し、AIを活用した課題解決の検討に関する実習を行う。	対面形式	10時間以上
4	効果測定	講習終了後、講習内容に関するテスト及びアンケートを行う。	—	結果の分析を含む。

表2 講習プログラム（AIエンジニア・コース）

番号	講習項目	講習内容	講習形式	備考
1	素養測定	講習前に、講習内容に関するテスト及びアンケートを行う。	—	結果の分析を含む。
2	数学・Pythonの基礎	数学とPythonに関する初級的な知識を教育し、機械学習やディープラーニングの講座を学ぶのに必要な知識を教育する。	eラーニング	20時間以上
			対面形式	3時間以上
3	機械学習	データの前処理、計算ロジックの設定、ライブラリによる実装、適切な評価、チューニングについて教育する。	eラーニング	10時間以上
			対面形式	3時間以上
4	ディープラーニング	ニューラルネットワークの基本から敵対的生成ネットワーク(GAN)や強化学習等を教育する。	eラーニング	10時間以上
			対面形式	3時間以上
5	効果測定	講習終了後、講習内容に関するテスト及びアンケートを行う。	—	結果の分析を含む。

表3 講習プログラム（データ人材・コース）

番号	講習項目	講習内容	講習形式	備考
1	素養測定	講習前に、講習内容に関するテスト及びアンケートを行う。	—	結果の分析を含む。
2	データドリブン基礎	データドリブンに関する概念や思考法を教育する。	e ラーニング	3 時間以上
3	データサイエンティスト基礎	データサイエンティスト検定における見習いレベルの知識を教育する。	e ラーニング	10 時間以上
4	Excel データ分析	Excel を用いて行うデータ分析を教育する。	対面形式	6 時間以上
5	効果測定	講習終了後、講習内容に関するテスト及びアンケートを行う。	—	結果の分析を含む。

d) 講習資料の提供

- ア 契約相手方は、講習資料を準備し、事前に官側に提出し確認を受けるものとする。
- イ 契約相手方は、対面形式の講習において必要に応じ講習資料を受講者に配布するものとする。

3 役務実施計画等

3. 1 実施計画書の作成

契約相手方は、契約後速やかに講習内容に関する実施計画書を作成し、官側と調整の後に提出し、承認を得るものとする。

3. 2 役務実施体制の届出

契約相手方は、契約後速やかに役務実施体制を組織し、官側に届け出るものとする。役務実施体制には、講習実施責任者を指名し、本講習の内容の企画・立案及び実施に至るまでに必要な能力・経験を有する自社の者を選任するものとする。また、役務実施体制には、役務関係者名簿を含めるものとする。

4 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 検査

検査については、この仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

6 提出書類

契約相手方は、表4に示す提出書類等を官側に提出するものとする。

表4 提出書類等

番号	名称	提出時期	提出場所	媒体及び数量
1	実施計画書	契約後速やかに	防衛省 整備計画局 サイバー整備 課	電子媒体：1部 ※
2	役務実施体制	契約後速やかに		
3	講習資料	講習開始前まで		
4	講習動画	講習開始前まで		
5	素養測定・効果測定結果	講習終了後速やかに		

※ 提出書類について、ファイル形式はPDF又はMicrosoft office (Word又はPowerPoint)とし、講習動画のファイル形式は、AVI又はMP4とする。電子媒体は、ファイルが掲載されたサイトのURLを送付することで代替を可とする。なお、実施計画書及び役務実施体制については、電子メールによる送付を可とする。

7 契約相手方の条件

当該業務を実施するにあたり、契約相手方がAI等についての知見を有する必要があるため、以下の条件を満たすこと。

- a) 自社（グループ会社含む。以下同じ。）にAIの教育体系を有することを証明すること。
- b) 本調達に係る業務を行う事業者は、事業者組織全体のセキュリティを確保するとともに、官側から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。また、本業務の実施予定部門が、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていることを証明すること。
- c) 契約相手方は、直近3年以内に、官公庁及び独立行政法人を含む公的機関において、IT関連業務に係る役務、業務・システム最適化の企画段階（構

想策定を含む。) 又は設計・開発段階に係る役務、情報システムの予算要求の評価、情報システムの調達仕様書の評価に係る支援等の役務のいずれかの契約・履行実績を有することを証明すること。

8 契約相手方の責務

- a) 契約相手方は、不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を官側に連絡し、その指示に従うこと。
- b) 契約相手方は、業務の過程において官側から指示された事項については、迅速かつ的確に実施すること。
- c) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、官側と密に連絡調整を行い、最低でも月1回は作業の進捗状況について報告を行うこと。
- d) 本仕様書に記載されていない事項や不明な点がある場合には、速やかに官側に内容を確認し、官側の指示に従うこと。

9 著作権等

- a) 教材資料の作成に当たって第三者が権利を有する著作物（写真、地図等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを契約相手方において行うものとする。
- b) 受講者に提供された教材資料については、防衛省・自衛隊の内部において、無償で利用できるものとする。
- c) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら官側の責に帰す場合を除き、契約相手方は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- d) 本仕様書に基づく業務に伴い新たに作成される成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、契約相手方または原著作者に留保されるものとする。
- e) 本仕様書に基づく業務の成果物の作成に際し、官、契約相手方、原著作者それぞれに帰属する既存の著作権を利用した場合、その利用部分は、元来帰属する著作権の所有者の権利として留保されるものとする。

10 秘密保持及び個人情報の保護

- a) 本業務を実施するに当たって業務上知り得た情報及び個人の情報を開示し、漏洩し、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために

必要な措置を講ずること。

- b) 契約相手方の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて契約相手方が負担すること。
- c) この項目については、契約期間の終了後においても同様とする。

11 その他

この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。